

小平市教育委員会議事録（甲）

——4月定例会——

平成29年4月20日（木）

平成29年4月 教育委員会定例会（甲）

開催日時 平成29年4月20日（木） 午後2時00分～午後5時00分

開催場所 大会議室

出席委員 古川正之 教育長
森井良子 教育長職務代理者
山田大輔 委員
高槻成紀 委員
三町章 委員

説明のための出席者 有川知樹 教育部長
出町桜一郎 教育指導担当部長兼指導課長
松原悦子 地域学習担当部長
余語聡 教育総務課長
坂本伸之 学務課長
荒木忍 教育施策推進担当課長
相澤良子 地域学習支援課長
照井幸枝 中央公民館長
湯沢瑞彦 中央図書館長
石野義史 教育総務課長補佐
関口優一 学校給食センター所長
本橋義浩 指導課長補佐
中村和哉 指導主事
窪田隆徳 指導主事
小影俊一 指導主事
永田達也 文化スポーツ課長
小川望 文化スポーツ課長補佐

書記 宮崎淳 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主事
傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会4月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（11）及び、議案第4号から第11号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

－賛成者挙手－

○古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○古川教育長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）平成29年度教育施策連絡協議会について、私から報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

本協議会は、4月11日火曜日午後2時30分から中野サンプラザ「サンプラザホール」にて開催され、森井教育長職務代理者、山田委員、余語教育総務課長、そして私が参加いたしました。

はじめに、小池百合子都知事からビデオメッセージによる挨拶がございました。東京都教育施策大綱に触れながら、知事の考えを示されました。後段では、学校の働き方改革について強く話されていたのが印象的でした。

続きまして、東京都教育委員会中井敬三教育長から、「平成29年度東京都教育委員会主要施策の概要について」説明がございました。

九つの主要施策についての話がありました。

一つ目に、「個々の子どもに応じたきめ細かい教育の充実」として、電子化したベーシックドリルの活用や、放課後子ども教室及び地域未来塾といった放課後の学習支援策などの「支える教育」と、「伸ばす教育」として、現実社会から問題を見出し、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析し、解決策をまとめ、「論文」を作成し、発表するなどの「知的探求イノベーター推進事業」や、高等学校において理数に興味や関心を持つ生徒に学ぶ機会を提供する「理数研究ラボ」などの説明がございました。また、都立高校などの給付型奨学金の創設についての説明もございました。

二つ目に、「世界で活躍できる人材の育成」として、小学校英語教科化等の先行実施への取組

について紹介がありました。小学校への英語教育推進リーダーの配置や英語専科教員活用モデル事業、小学校3・4学年を対象とした指導資料等の配布などのほか、小学校英語教科化等に向けた教員への研修などについての説明がございました。

三つ目に、「社会的自立を促す教育の推進」として、道德教育の充実について、「考え、議論する道德に向けた取組の推進」を強調していました。また、不登校児童・生徒を対象として設置した、小中一貫校八王子市立高尾山学園についての紹介がございました。高尾山学園は、高校等への進学率が100%となっており、ぜひ視察していただきたいとのことでした。

四つ目に、「子どもたちの健全な心を育む取組」として「いじめ総合対策（第2次）」の策定や、いじめ等防止のアプリケーション・情報サイトの活用についての説明がございました。

五つ目に、「体を鍛え健康に生活する力を培う」として、小学校5年生、中学校2年生ともに体力合計点が平成20年度から上昇傾向にあることや、「体力を高める運動ガイドライン」の作成等について説明がございました。

六つ目に「オリンピック・パラリンピック教育の推進」として、優れた取組を実施した学校を表彰する「オリンピック・パラリンピック教育アワード2017」やパラリンピック競技応援校の指定や（仮称）東京都ポッチャ交流大会についての説明がございました。

七つ目に「教員の資質・能力を高める」として、教員が自己の研修履歴等を確認し、主体性をもって経験や職層に応じた研修を受講できる「マイ・キャリアノート」の活用についての説明がございました。この「マイ・キャリアノート」については、校長が計画的な人材育成の確保につながるという狙いもあるようです。

八つ目に「特別支援教育の推進」として、特別支援教室の導入や、特別支援学校における医療的ケアを実施する非常勤看護師の配置、スクールバスの小型化やコース設定の工夫などによるスクールバスの乗車時間の短縮も考えているとのことでした。また、すぐれた芸術的才能をさらに伸長する機会を確保するための障害者アート理解促進事業などについての説明がございました。

最後、九つ目に「学校の働き方改革」として、副校長の業務を担う非常勤職員を配置する事業や、教育管理職の人材確保に向けた新たな取組が示されました。制度改正により、管理職選考有資格者の対象者を教員全体で3倍、女性で5倍に拡大するなどの説明がございました。そのほか、教員の勤務時間についても改善したいとの考えが示されました。

続きまして、「次期学習指導要領改訂について」、千葉大学教育学部特任教授の天笠茂氏より講演がございました。

平成29年度は、「周知・徹底」の期間ではありますが、「社会に開かれた教育課程」という理念を具体化するためには、授業改善の視点として、「主体的・対話的で深い学び」の実現と、学校改善の視点として「カリキュラム・マネジメント」の実現等が必要である、とのことでした。

「カリキュラム・マネジメント」に関しては、管理職のみならず、教職員全員がそれぞれ、教育課程について考え、経営に参加するといった学校経営を行うことで、教職員が「自分たちで学校を変えることができる」という意識を持てるようにすることが大切である、とのことでした。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員会は、所管に属する学校

にコミュニティ・スクールを置くように努めなければならなくなったというを受け、コミュニティ・スクールの重要性についても言及されました。「社会に開かれた教育課程」という面から、目指すところを地域と共有することが重要であるとの話がございました。

続きまして、「今後の英語教育・国際理解教育について」、上智大学言語教育研究センター長の吉田研作氏より講演がございました。

2015年の英語テストTOEFLの結果について、アジアの他国に比べて日本は低い点数である、とのお話から始まり、中高生の英語に関する意識調査では、9割程度が「英語が話せたらカッコいい」、「英語ができると就職に役立つ」と回答しながらも、将来「英語を使って仕事がしたい」、「外国の高校や大学に留学したい」との回答は3割から4割程度となっていることなどから、日本の中高生は、英語を使うことに自信のないことが見てとれる、とのことでした。

また、中学校の教師の指導方法、活動内容の調査では、音読や文法の説明などの授業が多く、実際に英語を使用しているコミュニケーションの授業が少ないことがわかりました。

今後、授業の内容を児童・生徒の興味に合ったものとするため、学校行事などと英語を関連づけるなどの工夫をすることが大切だという話がございました。東京で自分が行きたい場所や、東京で外国人が行きたい場所などを英語で話し合ったり、また、世界遺産に関連し、地理もあわせて英語で学んだり、英語を使うことが楽しくなるような授業の例を挙げての説明がございました。

最後に、「TOKYO GLOBAL GATEWAY」という英語村の事業について、東京都教育委員会及び株式会社TOKYO GLOBAL GATEWAYより説明がございました。TOKYO GLOBAL GATEWAYとは、平成30年9月にお台場が開業予定の、小学生から高校生までを対象とした、オール・イングリッシュの環境で力試しができる体験型の英語学習施設でございます。6人から8人のグループごとに一人のイングリッシュスピーカーがサポートにつき、ハンバーガーショップや医療機関などでの、日常生活に関するアクティビティをイングリッシュスピーカーとともに体験いたします。よりリアルなコミュニケーションが可能となり、参加者は、英語が相手に伝わることのすばらしさを感じることができるとの説明がございました。

このような英語を使う主体的な活動を体験することにより、グローバル社会に生きる自分を発見し、自分の将来の生き方の選択肢を広げることができるとのことでした。全ての学校で、採り入れてほしいとの話がございました。

私からの報告は以上でございます。

以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

はじめに、事務局報告事項(1)小平市教育委員会表彰等に関する要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（１）小平市教育委員会表彰等に関する要綱の一部改正について報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

「小平市教育委員会表彰等に関する要綱」は、「小平市教育委員会表彰等に関する規程」の施行に関し、必要な事項を定めるものでございますが、感謝状対象の追加のため、改正を行います。

改正の内容でございますが、「学校支援コーディネーター世話人」及び「放課後子ども教室コーディネーター」を感謝状贈呈対象として追加いたしました。

なお、施行期日は平成29年4月1日でございます。

○古川教育長

次に、教育長報告事項（２）平成29年度小平市立小・中学校の学級編制について、説明をお願いいたします

○有川教育部長

事務局報告事項（２）平成29年度小平市立小・中学校の学級編制について報告いたします。

資料No.3をご覧ください。

小平市立小・中学校の学級編制につきましては、平成29年4月12日に、東京都教育委員会に学級編制の届出をいたしました。

はじめに、学級編制の基礎となります平成29年4月7日の児童・生徒数でございますが、小学校の児童数は、特別支援学級の児童を含めて9,426名で、前年度と比較しますと、通常の学級の児童数が163名の増、特別支援学級の児童数は21名の増でございます。

中学校の生徒数は、特別支援学級の生徒を含めて4,090名で、前年度と比較しますと、通常の学級の生徒数は43名の増、特別支援学級の生徒数は3名の減でございます。

小学校の児童数及び中学校の生徒数ともに、前年度と比較して増加しております。

次に、学級編制でございますが、小学校の学級数は、通常の学級が297学級、特別支援学級が21学級でございます。このほか通級指導学級が4学級でございます。

前年度と比較しますと、通常の学級及び特別支援学級ともに2学級の増でした。

また、東京都では制度変更のため、平成28年度より小学校の情緒障害等通級指導学級は特別支援教室となり、学級編制を行わなくなりました。そのため、従来の通級指導学級設置校の備考欄に、拠点校または巡回校となる旨を記しております。

中学校の学級数は、通常学級が118学級、特別支援学級が13学級でございます。このほか、通級指導学級が5学級でございます。

前年度と比較しますと、通常の学級が2学級の増、特別支援学級は増減がなく、通級指導学級は1学級の減でございます。

なお、小学校につきましては、第1学年及び第2学年において、1学級の児童数を35人以下として、また、中学校につきましては、第1学年において、1学級の生徒数を35人以下として学級編制を行っております。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（3）小平市立小学校における学校給食に起因する食中毒～経緯と対応～について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（3）小平市立小学校における学校給食に起因する食中毒～経緯と対応～について、報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

本年2月に、市立小学校において、学校給食における食中毒により、多数の児童及び教職員が体調不良を訴え、欠席及び早退する事態が生じました。

このたび、事案の発生から、食中毒と判明した前後の期間における、市や学校の対応等について、取りまとめを作成いたしました。今後、このような事態が起きないように、再発防止に努めてまいります。

詳細につきましては、坂本学務課長から説明させます。

○坂本学務課長

それでは、ご説明をいたします。まずA4、1枚の資料でございます。

1の概要でございますが、本年2月に、小平第一小学校及び小平第十一小学校で、学校給食に起因する食中毒が発生しました。

お手元のホチキスどめをした厚めの資料は、このたびの事態の発生から食中毒と判明した前後の期間における市や学校などの対応を取りまとめ、冊子にしたものでございます。あわせて、今後、このような事態が起きないように、再発防止に向けた対策及び被害に遭われた児童等への補償についても記載をいたしました。

2の内容でございますが、（1）から（4）まで大きく四つに分かれます。○数字は資料の冊子の目次の項番と一致しております。一つ目の（1）の本事案発生からの経緯ですが、小平第一小学校と小平第十一小学校での事態の発生と教育委員会、学校の対応のほか、多摩小平保健所が調査を行ったことなどを記載いたしました。

（2）の食中毒判明までの対応ですが、ここでは多摩小平保健所の調査で小平市の児童等の体調不良による欠席が給食で提供された「キザミのり」を原因とする食中毒であることが判明する前日の3月2日までの市の対応を日付順に取りまとめております。

最初に多数の児童が小平第一小学校で欠席した当日の夜に緊急記者会見を行ったことや、教育委員会臨時会、総合教育会議の開催のほか、保護者への通知、市ホームページで市民への情報提

供等を行いました。

(3) の食中毒判明後の対応でございますが、3月3日金曜日に東京都や多摩小平市保健所の調査結果等に基づいて、食中毒であることを報道発表しました。これを受けて市では、当日の夜に緊急記者会見を開き、翌4日土曜日には両校を会場として臨時保護者会を開催しました。また再発防止につきましては、小平市学校薬剤師会の助言や、同様の食中毒があった立川市での再発防止対策なども踏まえて、検討した対策の内容を掲載いたしました。

(4) の賠償ですが、食中毒の原因食材の製造者と交渉し、「キザみのり」を提供した日の給食費や、廃棄食材の補償などのほか、治療に係る補償等について得た回答内容を記載しております。

治療に係る補償等につきましては、製造者が加入している生産物賠償責任保険により、補償する旨の申し出がありました。この保険では、通常損害とされる通院治療、通院交通費、慰謝料のほか、特別損害として、その他の補償につきましてもケースに応じて請求できることとなっております。

3の今後の予定でございますが、本日中に小平市の公式ホームページに掲載することとしてございます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項(4)平成29年度教育課程について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事務局報告事項(4)平成29年度教育課程について報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

各学校には、小平市教育振興基本計画を踏まえて、計画的に教育課程の編成を行うよう、指導・助言してまいりました。

はじめに、「1、平成29年度教育課程における『教育目標』、『学校の教育目標を達成するための基本方針』、『指導の重点』の記載内容について」でございます。

各学校が平成29年度教育課程を編成する際、教育課程届出説明会において東京都や本市の教育施策に基づいた盛り込むべき内容を明確に提示いたしました。今年度から、新たな小・中連携教育を始めるに当たり、五つのこだいら共通プログラムや中学校区ごとの特色ある取組について必ず記載するよう指導いたしました。

「道徳教育の充実」については、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、「特別の教科道徳」を完全実施いたします。今年度から全面実施する学校は、小・中学校合わせて8校、一部実施する学校は、小・中学校合わせて4校ですが、全ての学校で「考える道徳」、「議論する道徳」を目指し、道徳教育の指導方法の充実に努めてまいります。

特別支援学級における交流及び共同学習については、特別支援教育総合推進計画後期計画を踏まえて、有意義な活動となるよう今後も指導してまいります。

次の資料をご覧ください。「2、平成29年度予定授業時数」について、給食回数とともにお示しいたしました。小数点以下の数字は、避難訓練や健康診断等を実施する関係で、45分または50分に満たない授業を実施する場合があるため、このような記載となっております。

次の資料をご覧ください。「3、平成29年度小平市立小・中学校の土曜授業日、日曜・祝日授業日に関わる一覧」では、各校の土曜授業日、日曜・祝日授業日のうち、振替休業日の有無・内容等について、それぞれ記載をしております。

今後は、校長会議、副校長連絡会及び教務主任会の機会や指導主事による学校訪問等の機会を利用し、教育課程が適正に管理・実施されるように指導してまいります。また適正な教育課程の管理・運営によって、各学校が教育活動の充実や改善を図られるよう、支援をしてまいります。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（5）平成29年度小平市立公民館事業計画について、説明をお願いいたします。

○松原地域学習担当部長

事務局報告事項（5）平成29年度小平市立公民館事業計画について報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

はじめに、本件は、小平市立公民館処務規程第6条第1項の規定に基づき、去る3月22日に開催されました公民館運営審議会におきまして、承認をいただいたものでございます。

公民館事業につきましては、今年度も全館でさまざまな講座を実施し、市民が自主的に学習するきっかけづくりと、映画会、音楽会などを開催し、市民の交流と活動の場を提供してまいります。

資料の1ページに本計画の目標、2ページ、3ページに13項目の推進事項を掲げ、4ページ以降に、その具体的な内容を記載しております。

今年度は、これらに沿って各事業に取り組んでまいります。

詳細につきましては、照井中央公民館長から説明させます。

○照井中央公民館長

それでは、資料No.6の平成29年度小平市立公民館事業計画につきまして、お手元の資料によりご説明いたします。

この事業計画につきましては、小平市教育振興基本計画の教育目標達成に向けた取組、及び公民館のあり方の検討の検討結果に基づき、策定したものでございます。

また実施する講座、学級等の各種事業につきましては、昨年6月から11月に中央公民館及び分館の全11館において、公民館講座のための意見交換会を開催し、市民や公民館利用者などからのご意見、ご要望や講座受講者からのアンケートや公民館運営審議会からのご意見を反映いたしました。

また、鈴木公民館及び小川公民館の講座におきましては、公民館事業企画委員で企画された講座の案をもとに実施いたします。

最初に1ページの事業計画の目標でございますが、小平市教育振興基本計画の教育目標である「市民が支える新たな生涯学習を実現し、次世代に引き継ぎます」を達成するとともに、「公民館の課題と今後の方向性－公民館のあり方検討に関する報告書－」で示した公民館に求められる役割を実現するために、本事業計画では、学習活動の成果を身近な人や地域へ還元することを目標とし、学習機会の提供、学習環境の整備・充実を図ってまいります。

次に、2ページの推進事項でございますが、昨年度と同様に、シニア、家庭教育、地域連携、ジュニア、防災に関する講座の開催、発表の場の提供、子どもの居場所の確保、なかまちテラス事業の実施、あり方の見直しの取組、施設整備など、13項目を掲げました。

なお、11、市民だれもが参加しやすい事業の実施につきましては、子ども、障がいのある方、高齢者など、どなたでも参加しやすい事業の実施にさらに努めてほしいと、公民館運営審議会からのご要望を受けて、本年度新たに追加した項目でございます。

4ページ以降には、事業計画として定期講座の開設や、講演会、音楽会などの各事業の実施、施設の利用提供などを示しております。

定期講座につきましては、高齢者、成人、青少年、小・中学生を対象とした講座、学級を実施してまいります。また、音楽会、映画会、講演会などの事業の実施を通じて、市民の皆様は公民館のさまざまな活動をご理解いただく機会にしてまいります。

最後のページ、公民館定期講座一覧表につきましては、公民館ごとの定期講座に各事業を一覧にして示したものでございます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項(6)平成29年度小平市立図書館事業計画について、説明をお願いいたします。

○松原地域学習担当部長

事務局報告事項(6)平成29年度小平市立図書館事業計画について報告いたします。

資料No.7をご覧ください。

はじめに、本件は、小平市立図書館処務規程第7条第1項の規定に基づき、去る3月23日に開催されました図書館協議会におきまして承認をいただいたものでございます。

図書館事業につきましては、本年度も、市民の教養、調査・研究に役立つよう、資料・情報の提供、レファレンスサービス及び子どもの読書活動の推進等に取り組んでまいります。

資料の1、2ページに基本方針及び推進事項である主な事業を6項目掲げてございます。具体的には2ページ中段から記載してございます、26項目にわたる各事業を展開してまいります。

詳細につきましては、湯沢中央図書館長から説明させます。

○湯沢中央図書館長

それでは、平成29年度小平市立図書館事業計画について、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

1の基本方針では、小平市教育振興基本計画を受け、図書館に関する主な施策といたしまして、①図書館資料の充実、②情報発信機能の強化、③子ども読書活動の推進、④学校図書館支援の充実を掲げております。

続きまして、2の推進事項の主な事業について説明をいたします。

1ページ下段になりますが、(1)地域の情報拠点として、地域資料・情報の充実と情報発信を進めます、におきましても、地域資料のデジタル化に從來から取り組んできたところでございます。29年度も引き続きまして、小川家文書のデジタル化を進めてまいります。

(2)Wi-Fi機能や国立国会図書館デジタル化資料送信サービスにより、利用者の調査研究と利便性を図り、情報サービスを充実させます。

(3)「第3次小平市子ども読書活動推進計画」を着実に進めます。

(4)学校図書館との連携推進館と位置づけた仲町図書館を中心に、学校図書館の支援を行います。

(5)図書館利用に障がいがある方に対し、ハンディキャップサービスの充実を図ります。

(6)生涯学習の振興と地域資源として周辺地域の活性化に寄与するため、なかまちテラスの事業を実施します。といたしました。具体的な実施事業につきましては、2ページから7ページまで記載しております、26項目の各事業を展開してまいります。

29年度新規のものにつきましては、7ページに記載があります(25)図書館のあり方検討、こちらにつきましては、第3次行財政再構築プランに基づきまして、図書館機能の充実と見直しについて、市の公共施設マネジメントと連携して検討をいたします。

(26)公文書館機能の検討、公文書等の管理に関する法律が施行されたことを受けまして、法の趣旨を踏まえつつも、市の状況にあわせた公文書管理制度を構築するというものでございます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項(7)小平市立図書館の臨時休館について、説明をお願いいたします。

○松原地域学習担当部長

事務局報告事項(7)小平市立図書館の臨時休館について報告いたします。

資料No.8をご覧ください。

毎年実施している図書資料の点検・整理のために臨時に休館するものでございます。

今回も例年どおり6月に、三つの期間に分け、のべ3週間にわたって実施いたします。

市民への広報につきましては市報、市ホームページ、ポスター、チラシ等で周知いたします。

なお、仲町図書館につきましては、6月14日水曜日から6月16日金曜日まで、昨年度と同

様に3日間で行います。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（8）小平市図書館協議会の提言について、説明をお願いいたします。

○松原地域学習担当部長

事務局報告事項（8）小平市図書館協議会の提言について報告いたします。

資料No.9をご覧ください。

はじめに、提言の経過でございますが、平成27・28年度の図書館協議会での研究課題として、平成27年3月になかまちテラスが開館したことに伴い、仲町公民館・図書館の合築や学校図書館支援などを取り上げ、開館当初の動向及び利便性などを検証し、今後の活動に生かされるよう別添資料のとおり提言がありました。

内容でございますが、まず始めに2ページから5ページにかけて仲町公民館・図書館の合築の経緯や新たなサービスについて述べられております。

次に6ページから8ページにかけて、国における学校図書館政策の経緯と小平市の読書支援が述べられ、9ページ以降にかけては、小平市における学校図書館支援と今後の課題という構成になっております。

受理いたしました提言につきましては、真摯に受けとめ、今後も国、都道府県、他市等の動向や情報収集に努め、なかまちテラスの活性化及び学校図書館への支援の充実を図ってまいりたいと存じます。

終わりに、積極的に情報共有を図るために、この提言を図書館ホームページに掲載する予定でございます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（9）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（9）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.10のとおりでございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明させます。

○余語教育総務課長

本日報告いたしますのは、17件でございます。うち新規申請は1件でございます。

受付番号（83）武蔵野美術大学公開講座は、学校法人武蔵野美術大学が主催する事業で、小学生と保護者などを対象とした自分だけの皮小物をつくるためのワークショップを実施するもの

でございます。

そのほかの16件は、いずれも例年もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（10）事故報告Ⅰ（3月分）について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事務局報告事項（10）事故報告Ⅰ（3月分）について、報告いたします。

3月の「事故報告Ⅰ」の交通事故、一般事故につきましては、資料No.11のとおりでございます。

今月ご報告する交通事故は小学校管理下で0件、管理外1件でございます。

中段をご覧ください。

一般事故は小学校管理下で2件、管理外で1件、中学校管理下で3件でございます。

今月の事故報告件数は、昨年度同時期と比べ、交通事故が0件から1件の増、一般事故は8件から6件と減少しております。

それでは、小学校の休み時間・放課後等の②、中学校の授業中④とクラブ・部活動中⑤についてご報告いたします。

まず、小学校の一般事故管理下、休み時間・放課後等の②、児童同士がぶつかって転倒した事故です。

3月3日金曜日、午前10時40分ごろ、校庭にて5年生児童数名が追いかけてこ型の遊びをしていたところ、5年生男子児童Aと5年生男子児童Bがぶつかり、児童Aが後方に倒れて、後頭部を地面に打ちつけました。知らせを聞いて駆けつけた教員が児童Aを保健室に連れて行き、養護教諭が様子を見ましたが、児童Aは外傷や出血はなく、意識ははっきりしているものの、ぶつかったときの記憶が曖昧になっている様子でした。

学校は保護者に電話連絡をするとともに、救急車を要請し保護者同伴のもと、病院へ搬送しました。病院ではCTによる検査を行いました。異常が認められなかったためその日のうちに帰宅しました。医師の説明によると、脳しんとうの可能性が高く、ぶつかったときの記憶も一日程度で回復するというものでございました。

学校は翌週校庭の遊び方について各学級で指導し、再発防止に努めました。なお、児童Aですが、現在元気に学校に通っており、記憶等に問題はない状況でございます。

次に、中学校一般事故管理下、授業中の事故④、柔道の指導中の骨折事故です。

3月9日木曜日、午前10時10分ごろ、体育館にて二人一組になり、立て膝で柔道の投げ技に対する受け身の練習をしていました。2年生男子生徒Aが2年生男子生徒Bを横方向に倒したところ、生徒Bの受け身より先に右肩が畳に落ち、右肩を痛めました。

生徒Bが痛みを訴えたため、保健室にて氷のうで冷やし、様子を見ました。痛みが引かない様子はあったが、外見からは判断できない状況であったため、保護者に電話連絡をとり、かかりつ

けの病院にて受診しました。受診の結果、右肩鎖骨骨折と診断されました。ほかに骨に大きなずれ等は認められなかったため、手術はせずサポーター等で固定をする処置を受けました。

本人の希望により、学校に戻り午後の授業に出席したとのことです。学校は本人及び保護者に謝罪をして理解を得ました。また倒した生徒Aとのわだかまりもなく、生徒Aの保護者は生徒B宅に連絡をして、けがにつながってしまったことについて謝罪をしました。学校は練習方法をより安全なものに変更するとともに、安全な指導方法について、改めて確認をしました。なお、生徒Aは翌日から通常どおり登校し、現在は骨の固定も取れ、元気に過ごしております。

最後に、中学校一般事故管理下⑤、クラブ・部活動中に生徒が頭部をぶつけた事故です。

3月19日日曜日、午前10時15分ごろ、体育館にて男子バスケットボール部でお別れ試合を行っていました。卒業生も入った試合中に、ボールを取りに行った、卒業生Aと3年生男子生徒Bが接触し、互いの頭をぶつけ合ってしまった。生徒Bはその後も試合を続行しましたが、試合終了後、1時間ほどたったところで吐き気を催し、トイレにて嘔吐しました。

試合の応援に来ていた保護者とともに、病院に向かい、診察を受けることとなりました。CT等による受診の結果、外傷性クモ膜下出血と診断され、より施設の整った大学病院に入院しました。その後、手術はせずに治療を行い、生徒Bは3月21日火曜日に退院をしました。

現在は高校に進学し、元気に登校をしております。学校では部活動時に事前の安全指導を徹底するとともに、首から上のけがについては慎重に対応するように確認をいたしました。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（12）平成28年度の事故報告について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事務局報告事項（12）平成28年度の事故報告について報告いたします。

平成28年度の1年間の交通事故、一般事故につきましては、資料No.13のとおりでございます。

概要につきまして、ご説明いたします。

はじめに、交通事故でございますが、管理外を含め、交通事故の合計人数は9人で、平成27年度と比較して1人増加いたしました。

内訳でございますが、最も多いのが飛び出しと自転車の事故で、それぞれ3人でございます。なお、管理下における交通事故につきましては、平成28年度は5人で、平成27年度と比較して、2人増加いたしました。

交通事故の防止につきましては、各学校で実施する交通安全教室、交通事故再現型交通安全教室などで児童・生徒が交通ルールの徹底や自転車のマナーなどを実践的に身につけるよう、今後も引き続き、指導してまいります。

次に、一般事故でございます。管理下の一般事故の合計人数は55人で、平成27年度と比較して9人減少いたしました。

一般事故の傾向としましては、授業中の事故が最も多く22人で、次に、休み時間・放課後等の事故とクラブ・部活動中の事故がそれぞれ14人となっております。

なお、過去5年分と比較いたしますと、一般事故については、減少傾向にあり、平成28年度も、減少いたしました。交通事故については、おおむね減少傾向ではあるものの、平成28年度は1人増加いたしました。

学校事故につきましては、児童・生徒が安全に生活できることを第一に考え、「事故発生の未然防止の徹底を図ること」、「事故後の対応を迅速・適切に行うこと」、「指導課への第一報の連絡と事故報告書の提出を着実にを行うこと」などの指示を校長会議や生活指導主任会等において徹底し、学校に対する指導と支援を引き続き行ってまいります。

また、警察などの関係機関と連携し、事故防止等に努め、安全教育を推進してまいります。

○古川教育長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等はございますか。

○三町委員

事務局報告事項(3)について、しっかりとまとめていただいて全体概要がはっきりわかるものをありがとうございました。

前回から聞いていた中で変わってきているところは、補償等のところで、企業者等も含めた形の補償をされるということではよかったと思っておりますが、ここに関して事務的なことですが、家庭から学校に上げて、それをこの東海屋に渡すような流れになっているのですが、この段階での学校での関与というのは、どの程度になるのでしょうか。ただ、人数等をもって、その後は、何か整理して出すのか。また、実際に学校としても、どの子がどの程度の状況だったかも把握しなければいけないと思うのですが、そういうところの観点で学校の関与というのはどうなっているのか教えてもらえたらと思います。

○坂本学務課長

学校には、取りまとめをお願いしたという形になっています。この内容はもともと生産物賠償責任保険ということで、今回のキザミのりの製造業者とそれから被害に遭われた方たちが当事者となります。そして、学校では、今回の保険の申請書を配付しています。

学校では体調を崩して休んだ児童というのはある程度把握しています。そういうお子さんの保護者に対して配付されます。それから、土日がありましたので、学校を欠席していないお子さんもいますので、申し出をされる場合があり、その場合も学校から配付しています。

申請書に保護者が必要事項を記載して学校に提出することになります。その内容につきましては、学校が確認するということはしておりません。製造業者に対しては、申請書を封筒で提出することもあり、中には封をしたものもあります。学校では件数等を把握した上で、教育委員会に

提出していただきました。その取りまとめが終わりまして、今の段階で約90程度、二つの学校で出ています。これを教育委員会学務課が取り次いで製造者に提出するという流れになります。

○三町委員

わかりました。事務局としてどの程度の被害があったかという、具体的な数字の把握というのは上がってきたもので判断するということになるのでしょうか。

○坂本学務課長

こちらでも件数等の把握は取りまとめの段階でいたします。それから、個人情報でもありますので、どこまで内容を把握してよいか、ということはあると思いますが、原因者に対しては補償の内容、金額、説明を求めたいと考えております。

○三町委員

わかりました。最終的には、きちんと市民に説明していただければと思います。

○森井教育長職務代理者

私も食中毒についてですが、幸いにも重篤な症状に陥ることなく収束に向かっているということのを伺い、改めてほっとしております。また、このように経緯と対応についてを、大変に丁寧にご報告いただき、ありがとうございます。教育委員会だよりや市報にも迅速に載せていただいたということで、そのときに例えば保護者以外の方、市民の方からもご意見などが寄せられたのではないかと思います。給食のこれからの実施の仕方などについてなどの、ご意見がありましたでしょうか。

○坂本学務課長

この案件につきまして市民の方、保護者の方から直接的には電話等はありませんでした。保護者説明会なども開かせていただき、個別のお話については、そこでご質問などをいただいたといった状況でございます。

○森井教育長職務代理者

わかりました。ありがとうございます。

○山田委員

私も同じく食中毒の件について、質問をさせていただきます。

まず今回のこの件に関しましては、迅速なご対応と、そして丁寧な時系列に沿ったご報告をいただきまして、まことにありがとうございました。

その後の経過として、業者から市長宛であるとか、教育長宛にお詫びの文書が届いております

て、発覚の経緯で、3月4日に大阪市保健所で発覚と書いてあります。これ以前にもほかの地域でもこういった事例があったという話もありましたので、この3月4日の発覚というのは、腑に落ちないと思っておりましたが、この件に関しまして情報をほかにお持ちでしたら教えていただきたい。

そして、新年度に入り、給食で使用中止の食材の一部について使用再開するものも幾つかありますが、非加熱で提供されるキザミのり等の食材は使用中止を継続ということで載っていますが、のり以外の使用再開はいつごろから予定をしているのかということも質問させていただきます。

○坂本学務課長

まず1点目ですが、3月4日の大阪市の保健所の検査結果ということですが、こちらにつきましては、和歌山でも同様の事件がありました。原因の特定には至りませんでした。今回小平市、それから立川市でキザミのりによる食中毒が判明したことから、製造者に対して再度検査を行ったところ原因が同じであることがわかったという流れになります。

2点目ののりの使用の再開ですが、こちらにつきましては、のり以外については4月からの再開を行っております。のり以外の食材につきましては、このたびのことが給食調理場の衛生管理や給食調理員等の健康管理等を原因とするものではなく、使用再開をさまたげる理由がありませんでしたので、保健所も再開については何ら問題ないといったお話でした。もちろんこれはのりについても同様ではありますが、のりにつきましては、本来は加熱処理をされているものですので、食中毒は起こらないであろうという考えをもっておりました。今回、そういった認識を改めなければいけないということで、このたびの取りまとめのほうにも対応策を入れさせていただきました。これがまだ4月の初めの時点では、はっきりとは出せていなかったものですから、この中で、取り上げた対応をある程度確実にでき、児童のほうからは特に今回の食中毒の関連で、例えば食欲が落ちた等の問題は学校から伺ってはおりませんが、現場である学校給食の状況も踏まえながら、今後検討し、再開の時期を決め、改めて通知を行うといった考えでございます。

○山田委員

ありがとうございます。

○古川教育長

ほかにごいませんか。

○高槻委員

教育長報告事項で、小中一貫校八王子市立高尾山学園の進学率がほぼ100%であるということですが、その内容を確認させてください。

○古川教育長

高尾山学園は不登校対策のための学校で、そこに来ているお子さんたちは、ほぼ100%復帰できて、高校や専門学校等に進学しているということでした。

○高槻委員

わかりました。

○三町委員

事務局報告事項（４）平成29年度教育課程届について、道徳教育の充実というところで、全面実施、あるいは一部実施という説明があったかと思います。道徳の学習指導要領の内容項目が統合されたり分けられたりと、基本的に指導は道徳的な価値としては変わっていないと思うのですが、全面実施ということであれば、それに即した形の計画をつくっているということでは理解できるのですが、一部実施というのは、具体的にどのようなものなのか、教えてもらえたらと思います。

○中村指導主事

一部実施と申しますのは、新しい特別な教科道徳の内容項目の幾つかを部分的に取り入れていくということになります。現行の内容項目を全て履修した上で新しい内容項目についても一部実施する計画を立てている学校を一部実施としております。

○三町委員

全く新しいというのは何でしょうか。

○荒木教育施策推進担当課長

例えば、小学校低学年で言えば、本来は小学校高学年から入っていた個性の伸長や、国際理解、社会正義が今回の改正で低学年から入ったというのがあります。低学年は新しく16項目から19項目に増えていることになります。

○三町委員

わかりました。

○森井教育長職務代理者

小・中連携教育を進めていくということでしたが、中学校区ごとの取組というものが8校あるかと思いますが、8校それぞれが何か特別な取組をしているのであれば、伺いたいと思います。

○荒木教育施策推進担当課長

全ての中学校区でそれぞれ取組をしている中で、例えばコミュニケーション授業、陸上教室、

五つの共通プログラム以外に新しいものを全ての中学校区で取り組んでいるとは言いがたいです。特に学力の向上に課題を持っている中学校区は具体的な数値を挙げて学力強化を図ったりとか、算数や数学の連携をしたいということで取り組んでおりますので、複数取り組んでいる中学校区もあれば、体力や学力など五つの教育プログラムに共通しているものに取り組んでいる学校もございます。

○森井教育長職務代理者

共通プログラム以外のところで何か特別な取組をしているというところがあるのであれば、ご紹介していただきたいと思います。

○荒木教育施策推進担当課長

コミュニケーション授業を実施している中学校区がございます。小学校6年生で2回、それぞれの学校で2回、その小学校が一つの場所に集まって1回、中学校に入学してから1回、コミュニケーションの授業を行うことで、中学校に入学したときの中1ギャップが減少され、最初の間関係が大変円滑に進んでいるということ聞いております。

また別の中学校区では、児童会生徒会サミットを実施しております、例えばペットボトルのキャップをたくさん回収するためにどうするかとか、挨拶運動をどう進めたらいいのかということ話を合せて、それぞれの学校で行うという取組を実施しております。

○森井教育長職務代理者

今年度新たにではなく、継続している取組ということでしょうか。

○荒木教育施策推進担当課長

この5年間で取り組んできて、また来年度から新たな取組を実施するというところでございます。

○森井教育長職務代理者

これまで継続してきた取組については内容をさらに充実させ、ほかの学校にも広げていただきたいと思います。

○荒木教育施策推進担当課長

今年度から冊子の様式を改めまして、そういった中学校区の特色がよりわかりやすくなるように改善いたしましたので、広げられるように指導してまいります。

○古川教育長

ほかにもございませんか。

○山田委員

事務局報告事項（８）小平市図書館協議会の提言について、大きい２番の（１）のなかまちテラスL i N K Sプロジェクトが地域の方、公民館や図書館利用者、小平市内の大学生の参加を得て立ち上がり、開館に向けて実施され、その後、なかまちテラスL i N K Sとして市民などの活動は継承されていたのですが、その市民などというのは、どういった方々が携わっていただいているのでしょうか。

○照井中央公民館長

なかまちL i N K Sの構成メンバーにつきましては、公民館利用団体の連絡会のメンバー、図書館友の会、地域の自治会、学校支援コーディネーター、学校関係者などの方々を中心に一緒になってなかまちテラスを盛り上げる事業を展開しているところでございます。

○山田委員

ありがとうございます。今のところ大学生や若者は関わっていない状況ということによろしいのでしょうか。

○照井中央公民館長

現在、大学生の関わりたいといたしましては、なかまちテラスのイルミネーションの点灯作業や、点灯式の式典を協働で行っており、子どもたちや大学生が一緒になって取り組む多世代交流の場として進めております。

また今年度につきましては、来月開催されるなかまちテラスまつりにおきましても、近隣の小・中学生の参加や、小川西町の職業能力開発総合大学校の学生さんのご協力をいただきながら、体験型の事業を実施する予定となっております。

○山田委員

ありがとうございます。そういった若い力をしっかりと視野に入れつつ、運営していただけることがよくわかりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○古川教育長

ほかにごいませんか。

○三町委員

事務局報告事項（８）小平市図書館協議会の提言について、お聞きします。今後の課題に興味があったので、見させていただいたのですが、①の協力員や相談員と学校との更なる情報共有となっていて、学校内で教員等や図書館協力員の間における情報の共有がよりスムーズに行われることが望ましい、と書かれているのですが、これは学校内で教職員と協力員とのこと、教員の間

や図書館協力員同士のことを言っているのか。

それからその下のほうに、学校図書館の規定の要項とそれから小平市が使っている要項との違いについて望ましいということ、これが実際にどういうふうに理解されているのかという点。

次に、増加するブックトークに対応するための研修と体制の強化、これそのものはよくわかるのですが、その下に学校図書館の支援館が仲町図書館に移管されたことを機に、ということは何か、移管されたことによって普通の学校での研修では不十分ということなのか、教えていただけますか。

○湯沢中央図書館長

まず、最初の学校内での協力員等や図書館協力員についてです。協力員は図書館が学校に派遣をしているという位置づけになります。学校図書館司書教諭等と連携しながら、支援をしていくという立場にあります。学校の組織の一員ではないというところがあり、学校の中の連絡事項などが情報共有ができなかったということがこれまでであったので、意思疎通をしていただく、または学校の中でさまざまな連絡事項につきましても、協力員の方にも連絡をしていただく、そういう細かい情報のやりとりを行い、学校図書館司書教諭の下でスムーズに作業を行おうという趣旨でございます。

○三町委員

「教職員と」ということですか。

○湯沢中央図書館長

はい。小平では協力員の派遣という形で学校図書館については、図書館のほうで支援をし、活性化もしてきました。その後、学校図書館司書につきましては、努力義務で図書館に配属することもできるようになったということです。意味的には同じですから、学校図書館協力員ではなく、司書という形で今後採用していく、そういうことも検討してはどうかという提言になります。

それとブックトークにつきましては、これも基本的には図書館の児童担当が各図書館から学校にブックトークを実施しているわけですが、好評で、毎年増えてございます。そのため図書館の職員だけで行っていくのが難しくなってきたという中で、今後は協力員の方に対する研修で、協力員の方もブックトークに対応してもらおうという趣旨でございます。

○三町委員

わかりました。ありがとうございました。

事務局報告事項（５）平成２９年度小平市立公民館事業計画について、お聞きします。推進事項の「１２公民館のあり方の検討から見直しに向けた取組の推進」で、事業企画委員会を設置したモデル分館２館の検証結果を基に、全館で設置を推進するとあります。

また、「公民館のあり方の検討から見直しへ」では、今後はモデル館２館の検証結果を基に、

全館において公民館事業企画委員会の設置を推進するとあります。同じことを書かれているのですが、推進事項があって、その次に具体的なことを書くとか、全館に設置するというのであればいいのですが、どういうスケジュールで推進していくのか、教えてください。

○照井中央公民館長

公民館事業企画委員会の推進の体制ですが、事業計画にはいつまでに設置するという点が示されておられません。

小川公民館と鈴木公民館は既に設置しており、昨年度末の3月には、上水南公民館、津田公民館、及び大沼公民館の3館で設置いたしました。今年度は、残りの5館につきまして、順次設置を進めているところでございます。4月、5月には3館で新たに設置する予定になっており、今年度中の全館設置に向けて進めているところでございます。

○三町委員

いつまでというのが見えないので、今年度のことであれば、今年度の部分がもっとわかるように書いた方が事業計画としていいのではと感じました。事実、進んでいることは理解しました。

○古川教育長

ほかにございませんか。

○森井教育長職務代理者

事務局報告事項（10）事故報告Ⅰのご説明のなかった管理外の⑥について、友人宅に寄ってから徒歩で学童クラブに向かう途中と記載されていますけれども、学童クラブというのは一旦学校外に出てから行くということもあるのでしょうか。下校せず、そのまま学童クラブに行くものと私は理解していたのですが、ご説明していただけますでしょうか。

○荒木教育施策推進担当課長

事故があったのは小学校の卒業式の日でございまして、事故にあった児童は卒業式に参加しない中学年の児童でございました。当該児童は、一度友人宅に寄ってから学童に行くところでした。通常でしたら学校が終わってから学童に行きます。

○森井教育長職務代理者

行事のときなどは、学童クラブのために学校に登校することがあるということでしょうか。

○荒木教育施策推進担当課長

長期休業中と同じ扱いなので、本来であれば自宅から学童に直接行くのですが、この子は、友人宅に寄ってから一緒に学童に行ったということでございます。

○森井教育長職務代理者

わかりました。ありがとうございました。

そのような場合もくれぐれも気をつけて行くように指導していただきたいと思います。

○古川教育長

あとほかにはございませんか。

○三町委員

平成28年度の事故報告について、交通事故については、平成25年度が18件、平成28年度は9件で半分に減っています。交通事故だったら、保護者から連絡があれば必ず学校が教育委員会に報告すると思うのですが、一般事故も減少傾向という説明でした。数字だけ見ると減少傾向なのですが、いろいろな調査でも、いじめなどの問題でも何かあれば増え、それがだんだん減ってくるという傾向はあります。これが本当に一般事故も落ちついで減少と見ていいのかわかというのが少し気になりました。必要に応じて、生活指導主任会などで注意喚起をしていただけたらありがたいと感じました。

○古川教育長

ほかにごございませんか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

以上で事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○古川教育長

次の議題でございますが、協議事項(1)平成29年度小平市立小学校教科用図書採択要領等について、及び議案第1号、平成30年度使用小学校教科用図書採択方針については、関連する議案ですので、これらを一括して議題といたします。

説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

協議事項(1)平成29年度小平市立小学校教科用図書採択要領等について、及び議案第1号、平成30年度使用小学校教科用図書採択方針について説明いたします。

小学校の教科書につきましては、平成26年度に、教科書採択を行ったところでございますが、

平成30年度からは、「特別の教科道徳」の開始に伴い、教科書を使用することになります。そのことから本年度、小学校での特別の教科、道徳、教科用図書の採択に当たり、小平市教育委員会としての方針及び要領等を定めるものでございます。

まず、議案第1号、平成30年度使用小学校教科用図書採択方針について説明いたします。議案をご覧ください。

この方針では、次の点に留意して、総合的に判断して平成30年度から小学校・道徳において使用する教科書の採択を行うものとしたしました。

- 1、採択は、教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- 2、教育委員会の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、専門的な調査研究を行うこと。
- 3、児童及び地域の実情に十分配慮すること、の3項目でございます。

次に、大きな2番目の調査研究に当たって検討すべき項目についてです。小平市教育委員会では、小学校・道徳において使用する教科書について、学習指導要領の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、各教科書の内容、構成上の工夫について調査研究するものとしたします。

次に、協議事項(1)平成29年度小平市立小学校教科用図書採択要領等について説明いたします。資料No.14をご覧ください。

こちらは、平成30年度から小学校・道徳において使用する教科書の採択について、法令に基づいて、適正かつ公正に行うために必要な事項を定めたものでございます。

内容としましては、「第1、目的」「第2、採択組織及び職務」「第3、採択時期」「第4、採択する教科書」「第5、守秘義務」「第6、庶務」「第7、その他」から構成しております。

第2の採択組織及び職務でございますが、(1)で採択に当たっての教育委員会の職務を明確にし、(2)では、小平市立小学校教科用図書審議委員会を置くことを定め、(3)で、小平市立小学校教科用図書調査部会道徳科部会を置くこととし、それぞれの委員の資格要件、職務、定数、組織、任期等を定めております。

次に、要領の細則でございます。これは、第1及び第3で、審議委員会及び調査部会の委員の委嘱は、教育委員会が行うものとしております。また、第5、第6では、委員の欠格条項と解任の事由を規定しております。

第7では、教科書の見本本を教育委員会が指定した図書館で展示し、一般の閲覧に供することとしております。

第8では、審議委員会及び調査部会の会議は非公開とし、採択後は調査研究資料及び調査報告書を公開するものとしたものでございます。

この場の協議にて、委員の皆様のご了解をいただけましたら、この要領に沿って、今後の事務手続を進めてまいります。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。

○三町委員

これは今回、「特別の教科道徳」ですけれども、今まで行われていた教科の採択の要綱、あるいは細則等の違いがあれば、教えてください。

○本橋指導課長補佐

今までとの違いですが、教科用図書、審議委員会の人数です。これまで校長会の代表が9名でしたが、道徳1教科ということで2名に減らしました。そのほかにおいては、これまでと何ら変わりはありません。

○三町委員

細則の第7の(2)市立学校の教員が教科書の調査・研究を行う場合は、勤務校に最も近い、一般公開している図書館に行くということですが、これは一般の各学校で行う調査だということ、で今までもそうだったのですか。

○本橋指導課長補佐

こちらについても、従前のおりでございます。

○三町委員

わかりました。そうすると、学校として、校長が校内の道徳責任者なり、何人かを選んで行かせるということになるのでしょうか。例えば、校内からも挙がっている部分で、校内での調査結果が出てきます。ですから、一人で行かせて、それで書くというのも変ですし、どういう形で、学校は調査するのかというのが、疑問ですのでお聞きしたいのですが、具体的に何か今までのやり方、各教科を調査・研究されている場合でも結構なので、どんな方法でされるのか教えて下さい。

○本橋指導課長補佐

教科書の見本本を各学校で時期を定めて、ローテーションをするような形で見本本の配付をしておりますので、その期間に学校内で調査をしていただくような形をとっております。

○三町委員

教員が教科書の調査・研究を行う場合は、出張もするとなっているのですが、今の説明だと、学校に見本が回ってきて、それを教員がいろいろな教材見て、選んで、調べて、学校として意見をまとめていくということですので、これは修正すべきではないかと思いました。

それからこれは要望ですけれども、議案第1号について、「2小学校で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について」では、調査研究にかかわっては、各教科書の違いが明

確にわかるように書いていただいています。各教科書の違いが明確にわかるようなものを報告書として出していただきたいというのをお願いしたいと思います。

○古川教育長

ほかにはございますでしょうか。

よろしいですか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

質疑を終結し、討論に入ります。

ー「討論省略」の声ありー

○古川教育長

討論を終結します。

先に、議案の採決を行います。

議案第1号、平成30年度使用小学校教科用図書採択方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、協議事項（1）平成29年度小平市立小学校教科用図書採択要領等について、このことにつきましては提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

○三町委員

協議事項（1）平成29年度小平市立小学校教科用図書採択要領等につきましては、先ほど意見を述べさせていただいたとおり、修正すべき部分があると考えております。

○古川教育長

暫時休憩いたします。

ー暫時休憩ー

○古川教育長

会議を再開いたします。

協議事項（１）平成２９年度 小平市立小学校教科用図書採択要領等について、委員より意見がございました。細則について、修正するというので、このことにつきましては了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認めます。

以上で協議事項（１）及び議案第１号を終了いたします。

ここで、職員の入れかえのため、暫時休憩といたします。

－暫時休憩－

○古川教育長

会議を再開いたします。

次に、議案第２号、平成２９年度教育予算の補正の申し出について。提案理由の説明をお願いいたします。

○有川教育部長

議案第２号、平成２９年度教育予算の補正の申し出について説明いたします。

本案は、市議会４月臨時会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

はじめに、今回の補正でございますが、骨格予算として編成しておりました、平成２９年度当初予算に対し、肉付けとなる部分の予算を計上するものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきまして、教育費都補助金で１，０６９万４，０００円を増額いたします。

歳出につきまして、教育総務費で２５９万２，０００円の増、小学校費で８，２３８万１，０００円の増、中学校費で１，５２６万１，０００円の増、社会教育費で５，００１万２，０００円の増、合計して教育委員会が所管する教育費で、１億５，０２４万６，０００円を増額いたします。

歳入及び歳出の主なものについてご説明いたします。

はじめに、歳入でございますが、教育費都補助金につきまして、小学校に特別支援教室を設置すること、また、小学校の通学路に防犯カメラを設置することに伴い、それぞれの予算を皆増いたします。

また、中学校において地域による放課後等の学習支援を実施することに伴い、学校支援ボランティアの補助金を増額いたします。

続きまして、歳出でございますが、教育総務費の教育指導費につきまして、中学校において服務事故防止に係る調査及び研修を行うための予算を計上いたします。

小学校費の学校管理費につきまして、体育館トイレ改修及び特別支援教室設置に係る施設修繕料、十二小増築及び八小防火シャッター改修に係る設計委託料、並びに小学校の通学路に設置する防犯カメラに係る予算を計上いたします。

教育振興費につきまして、就学援助費の単価の見直し及び新入学児童学用品費入学前支給に係る予算、並びに、特別支援教室の教材や備品等を購入する予算を計上いたします。

中学校費の学校管理費につきまして、体育館トイレ改修に係る施設修繕料、並びに中学校の特別支援学級にタブレット型パソコンを導入するための予算を計上いたします。

教育振興費につきまして、就学援助費の単価の見直しに伴う予算を計上いたします。

社会教育費の青少年対策費につきまして、中学校3校で、新たに地域のボランティア等による放課後等の学習支援を実施するための予算を計上いたします。

文化財保護費につきまして、鈴木遺跡保存管理等用地の整備のため、プール等を解体するための予算を計上いたします。

公民館費につきまして、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成のための外国文化理解及び語学講座、並びに体験事業の実施に係る予算を計上いたします。

図書館費につきまして、ブックスタート事業を始めるための予算、並びに西部市民センターの排煙設備改修工事に係る予算を計上いたします。

最後に、債務負担行為でございますが、小平第十二小学校の増築設計を今年度から、平成31年度までの3年間で実施するため、新たに債務負担行為を設定いたします。

○古川教育長

質疑に移ります。

ーなしの声ありー

○古川教育長

質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

討論を終結し、採決を行います。

議案第2号、平成29年度教育予算の補正の申し出について、本案を原案のとおり決すること

にご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第3号、小平市立学校等教職員服務規程の一部を改正する規程の制定について。提案理由の説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

議案第3号、小平市立学校等教職員服務規程の一部を改正する規程の制定について説明いたします。

東京都立学校職員服務規程について、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントの禁止に関する規定が新たに整備されました。

これを受け、小平市立学校等教職員服務規程について、同様にこれらのハラスメントの禁止に関する規定を新たに整備するものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

－なしの声あり－

○古川教育長

質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

討論を終結し、採決を行います。

議案第3号、小平市立学校等教職員服務規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。4時20分まで休憩します。

午後4時00分 休憩